

インドネシア 税制 「その他税制」 詳細

1. 付加価値税 (PPn)	1
(1) 付加価値税の概要	1
(2) 税率	2
(3) 付加価値税が課税されない物品・サービス	2
(4) 付加価値税の実施細則等	2
(5) 国税規則調和法の実施細則	5
(6) その他関連規定	7
2. 奢侈品販売税 (PPnBM)	8
(1) 奢侈品販売税の概要	8
(2) 税率	8
3. 土地・建物税	9
4. 物品税	9
5. 印紙税	10
6. 炭素税	10
7. その他	10
(1) 国税通則法	10
(2) 株主・役員の納税者番号 (NPWP) の記載義務	11
(3) 過払い税の還付についての基本手順	11
(4) 税務の委任	12

1. 付加価値税 (PPn)

(1) 付加価値税の概要

付加価値税は日本の消費税に該当するもので、インドネシア国内で課税対象の物品やサービスの引き渡し、輸出入、権利移転等が行われた場合に課税される。付加価値税は最終的に消費者が負担するが、企業にその徴収と納税義務が課せられているため、企業は税務署で課税事業者 (PKP) として登録することが必要である (年間売上高48億ルピア以上の企業の場合)。登録企業は、取引ごとに起票する税務伝票 (Faktur Pajak) を集計して納税額を計算する。

(2) 税率

付加価値税の税率は2022年3月31日まで10%、2022年4月1日より11%、25年1月1日から12%（2021年10月29日付2021年第7号国税規則調和法）。

- ・ 但し、政令により5%から15%の範囲で増減可能
- ・ 物品の輸出については税率0%が適用されるが、国内企業が外国に所在する企業に対してサービスを提供するサービス輸出は、内容によって0%になるものと通常税率（10%）が課されるものがあり注意が必要。

(3) 付加価値税が課税されない物品・サービス

付加価値税が課税されない物品やサービスは国税規則調和法により大幅に見直され、2022年4月1日より次の物品やサービスに限られる。

①物品

- a. 地方税や地方徴収金の対象になっているホテル、レストラン等で提供される飲食物（その場で消費されるか否かを問わず、ケータリングで供されるものを含む）
- b. 貨幣、国の外貨準備高のための金塊、有価証券

②サービス

c. 宗教サービス

＜付加価値税が課税されない宗教サービス＞

2020年7月22日付財務大臣規定2020年第92号（No. 92/PMK. 03/2020）にて、礼拝施設のサービス、宗教講和、宗教活動の実施、宗教にかかわるその他のサービスには付加価値税が課税されないとされている。その詳細や条件については、財務省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

- d. 地方税や地方徴収金の対象になっている芸術・遊興サービス
- e. 地方税や地方徴収金の対象になっているホテルサービス
- f. 政府機関の公共サービス

＜上水サービスの付加価値税免除＞

2015年6月23日付政令2015年40号（2021年4月6日付政令2021年第58号で改訂）にて、上水提供サービスの付加価値税を免除。水道会社は免税の旨のスタンプを押印した税額票を発行する。上水提供に関わる仕入れ税は貸記出来ない。

- g. 地方税や地方徴収金の対象になっている駐車場サービス
- h. 地方税や地方徴収金の対象になっている飲食提供サービス

(4) 付加価値税の実施細則等

- ①2010年4月5日付財務大臣規定2010年第80号（No. 80/PMK. 03/2010）

- a. 付加価値税の納付は課税期間終了後の翌月末の申告書提出前まで
 - b. 自ら製造・建設等をする事業に伴う付加価値税の納付は課税期間終了後の翌月15日まで
 - c. 無形財使用、輸入サービスにかかわる付加価値税の納付は課税月の翌月15日まで
 - d. 上記 a. ～c. の付加価値税の申告書の提出は課税期間終了後の翌月末まで
- ②2019年8月23日付財務大臣規定 20109 年第 120 号 (No. 120/PMK. 03/2019)
- 滞在 60 日未満の外国人訪問客を対象に、指定の小売店における物品購入で課税された付加価値税を申請により還付することを規定。付加価値税額 50 万ルピア以上で、出国前 1 カ月以内に購入された場合に限る。外国人訪問客は小売店で外国のパスポートを提示し、これに対し小売店は 5 万ルピア以上の付加価値税について所定フォームの特別税額票を発行。この特別税額票を、外国人訪問客は出国時に空港の所定の場所でパスポート、ボーディングパスと一緒に提示し、リファンドを申請する。リファンド申請額が 500 万ルピア以下の場合は現金で返金、500 万ルピア超の場合は外国人観光客の銀行口座へ送金される。
- ③2010年3月31日付財務大臣規定 2010 年第 72 号 (No. 72/PMK. 03/2010)
- 付加価値税の過払いは翌期に繰越して相殺、あるいは会計期末に還付を申請することができる。操業準備中等の場合は月次で還付申請が可能。(暫定還付については下記 7. の(3) 「過払い税の還付についての基本手順」を参照)
- ④2019年3月29日付財務大臣規定 2019 年第 32 号 (No. 32/PMK. 010/2019)
- 特定のサービスの輸出に対する付加価値税率は 0% (課税基礎は請求額)。
輸出目的で関税地域内の物品販売業者を探す商業サービスや各種コンサルティングサービスも含まれる。所定フォームによる申告書の作成が必要。(関税制度 「関税以外の諸税」詳細を参照)
- ⑤2013年12月20日付財務大臣規定 2013 年第 197 号 (No. 197/PMK. 03/2013) および 2023年12月29日付財務大臣規定 2023 年第 164 号
- 年間売上高が 48 億ルピアを超えない事業者は付加価値税課税業者 (PKP) として登録するかしないか選択できる。
- ⑥2010年10月6日付租税総局長規定 2010 年第 44 号 (No. PER-44/PJ/2010) および租税総局長規定 2010 年第 45 号 (No. PER-45/PJ/2010)
- 付加価値税申告書の 2011 年版様式 (フォーム 1111) とその申告要領について。新申告書は財務省租税総局ウェブサイトのアプリケーション・ダウンロードのページ (Direktorat Jenderal Pajak Download Aplikasi Pajak、<https://www.pajak.go.id/>) で確認できる。
- ⑦2010年3月24日付租税総局長規定 2010 年第 13 号 (No. 13/PJ/2010)
- 付加価値税の税額票の様式と作成・訂正等の要領について。新税額票は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ (Dokumen Peraturan Kementerian Keuangan

Direktorat Jenderal Pajak、<https://www.pajak.go.id/id/peraturan>)で確認できる。

なお、通信会社・電力会社・水道会社・証券会社・銀行の請求書、輸出／輸入申告書、Airway Bill、港湾サービスの販売ノートなどは、付加価値税の税額票とみなされるその他の文書とされている。対象は、2019年7月2日付租税総局長規定2019年第13号(No. PER-13/PJ/2019)にリストアップされている(2019年8月31日から発効)。財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ(Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan、<https://www.pajak.go.id/>)で確認できる。

⑧2012年1月4日付政令第1号

- a. ジョイント・オペレーションは、その名前で課税商品・サービスを提供する場合、課税業者として登録しなければならない。
- b. 競売での付加価値税の課税は、商品所有者の税額票発行で行われる。
- c. 取引契約には少なくとも課税基礎額、税額が記載されなければならない。明記されていない場合は、契約書にある価格が課税標準価格とみなされる。
- d. 付加価値税が商品価格の一部となっている場合(内税)の計算は、価格に10/110を掛けたものとする。
- e. 付加価値税を納付・申告したにもかかわらず、その販売代金が回収不能になった場合には、納付済み或いは経費として計上した税金は調整できない。
- f. 取引が外貨で行われた場合、課税額は税額票を発行する時点で有効な財務大臣決定のレートで換算する。
- g. 未操業で商品販売も未済の企業でも、資本財の仕入れに関わる税金は貸記出来る。
- h. 関税地域外からの無形固定資産あるいは課税サービスの利用開始前に支払いが行われた場合の付加価値税の発生時点は支払い時点である。
- i. 事業活動を複数の場所で行う課税業者は、文書で租税総局宛に通知する事により、1カ所あるいは複数の付加価値税義務履行地を選択することができる。当該1カ所あるいは複数の事業地は集中的に販売の管理を行う義務がある。
- j. 税額票を作成しなければならない時点から3カ月が経過してから作成された税額票は認められず、貸記もできない。

⑨2012年11月22日付租税総局長規定2012年第24号(No. PER-24/PJ/2012)

自社で管理してきた付加価値税税額票の通し番号は、2013年4月1日以降、管轄税務署から番号の発給を受けるという新たな管理制度に移行した。付加価値税税額票を発行する者は、管轄税務署に申請して起動用コードとパスワードの取得が必要。

また、付加価値税税額票に署名する者の署名の見本は管轄税務署に届けなければならない。当該者の身分を証明する書類(KTP、パスポート、運転免許書等)の当局認証済コピーを添付することが義務付けられた。

⑩2020年1月10日付財務大臣規定2020年第5号(No. 5/PMK.010/2020)

一般教材、聖書、宗教書の付加価値税は免除される。対象となる教科書や聖書の条

件が定められている。詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Keuangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.kemenkeu.go.id/#/>）で確認できる。

⑪2021年2月17日付財務大臣規定2021年第18号（No. 18/PMK. 03/2021）

商業稼働前で製品／サービスの引き渡しや輸出がまだない課税事業者でも、法規に従ったクレジットであれば仕入税のクレジットができるようになった。最初の仕入税クレジットから原則3年以内に製品／サービスの引き渡しや輸出を行わなければならないという条件付き。この期間は、製造業の場合は同5年以内、国家戦略プロジェクトの加速化に関する法令に含まれるセクターの場合は同6年以内とされている。

⑫2013年11月11日付財務大臣規定2013年第151号（No. 151/PMK. 03/2013）

バーコードのついた電子付加価値税税額票の使用を規定。会社は税務署で登録して電子認証を受けた後、租税総局が用意したアプリケーションあるいはシステムを通じて、電子税額票を作成する。このアプリケーション／システムはダウンロードできるもので、付加価値税申告書と一体となっている。

⑬2015年11月2日付政令2015年第81号（2020年8月24日付政令2020年第48号で変更）

ポリオ・ワクチンや簡易住宅、礼拝所の建設、銀細工用棒状・粒状銀材料、電気料金や水道料金、牛肉、飼料、陽極泥、LNGなど、政府が戦略的物資と位置付けているものは付加価値税が免除または不徴収とされている。

⑭2023年4月11日付財務大臣規定2023年第41号

債権者から購入者への担保の引き渡しはVAT課税品の引き渡しに含まれる。税率10%。債権者がVAT税額票を作成してVATを徴収するが、その請求書などがVAT税額票と同等の文書と見なされる。徴収したVATは税目コード41121-100で翌月末までに、債権者が納税、申告。担保の購入者は、このVATを仕入税としてクレジットできる。

⑮2023年12月7日付財務大臣規定2023年第133号

陽極泥および／または粒状金は戦略的物資との観点から、その引き渡しにかかるVATは不徴収とされている。

(5) 国税規則調和法の実施細則

①2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第60号（No. 60/PMK. 03/2022）

海外の販売者やサービス提供者が海外または国内の電子商取引運営者を通じて物品購入および／あるいはサービス享受の取引を行った場合、当該の関税地域外よりの無形課税品および／あるいは課税サービスの関税地域内での利用に課税される付加価値税は、財務大臣によって海外の販売者、サービス提供者、電子商取引の付加価値税の徴収者に指名された海外または国内の電子商取引運営者によって徴収、納付、申告され、徴収証明としてコマーシャル・インボイス、ビリング、オーダーレシート、または同様の書類を発行する。税率は11%、後に12%に引き上げられる予定。

②2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第61号 (No. 61/PMK. 03/2022)

自己建設活動にかかる付加価値税の税率は、通常税率×20%。通常税率は11%、後に12%に引き上げられる予定。自己建設活動にかかる付加価値税は、法令に従っており、納税依頼書（SSP）を記入されていればクレジット可。既存の建物の面積拡張や、他者による建物建設活動だがその活動にかかる付加価値税が他者によって徴収されない活動も、自己建設活動に含まれる。

③2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第64号 (No. 64/PMK. 03/2022)

特定の農林産物の引き渡し活動を行う付加価値税課税業者は、その引き渡しにかかる付加価値税の徴収と納付に当たり、通常税率をしようするか、特定税率を使用するか、選択することができる。通常税率は1の(2)の通り。特定税率は1.1%、その後1.2%に引き上げられる予定。特定税率がかかった農林産物の引き渡しに関わる課税品／課税サービスの取得、課税品の輸入ならびに関税地域外からの無形課税品／課税サービスの関税地域内での利用にかかる仕入税は、貸記（クレジット）できない。

④2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第65号 (No. 65/PMK. 03/2022)

中古車の引き渡しを事業活動として行う付加価値税課税業者による中古車の引き渡しにかかる付加価値税の税率は、2022年4月1日から1.1%で、後に1.2%に引き上げられる予定。こうした中古車の引き渡しに関わる課税品／課税サービスの取得、課税品の輸入ならびに関税地域外からの無形課税品／課税サービスの関税地域内での利用にかかる仕入税はクレジットできない

⑤2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第67号 (No. 67/PMK. 03/2022)

保険代理店サービスにかかる付加価値税の税率は、通常税率×10%、保険／再保険ブローカーサービスは通常税率×20%。通常税率は11%、後に12%に引き上げられる予定。

⑥2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第68号 (No. 68/PMK. 03/2022)

暗合資産の譲渡にかかる付加価値税は、電子商取引事業者が徴収、納付、申告する。税率は、電子商取引事業者のステータスにより1%または2%。

暗号資産取引のための電子媒体の提供にかかる付加価値税は、課税事業者として認定された電子商取引事業者が徴収、納付、申告する。税率は11%、後に12%に引き上げられる予定。

暗合資産の取引確認サービス／マイニングプールサービスにかかる付加価値税は、マイナーが徴収、納付、申告する。税率は10%。

⑦2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第69号 (No. 69/PMK. 03/2022)

フィンテックサービスにかかる付加価値税は、課税事業者に認定された事業によって徴収、納付、申告される。税率は11%、後に12%に引き上げられる予定。ただし、同一銀行内での資金移動サービス、クラウドファンディング・サービス事業者の設備を通じた投資・融資サービス、ソーシャルレンディング・サービス事業者の設備を通

じた投資・融資サービス、投資管理の運用を行う事業者が提供する電子通信設備を通じた投資サービス、保険会社が運用するオンライン保険サービスは、付加価値税が免除される。

⑧2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第70号（No. 70/PMK. 03/2022）

地方税や地方徴収金の課税対象となっているホテルやレストラン、食堂や屋台などで提供される、または飲食提供事業者やケータリング事業者らによって提供される飲食物、芸術・娯楽サービス、ホテルサービス、駐車場提供サービス、飲食提供・ケータリングサービスは、付加価値税の課税対象外となる。ただし、以下には付加価値税が課税される。

- a. 飲食提供のうち、スーパーマーケットなど飲食物のみを販売しているわけではない事業者、飲食物工場の事業者、空港の待合ラウンジ・サービスの供給を主な事業とする施設を提供する事業によって提供される飲食物
- b. 芸術・娯楽サービスのうち、ゴルフの場所と用具の提供サービスや、インターネットを通じてフィルムやオーディオ・ビジュアルのストリーミング形態でのデジタルサービス
- c. ホテルサービスのうち、イベントや会合以外の目的でのルームレンタル・サービス、アパートやコンドミニアムのユニットや部屋の、関連する施設・設備を含むレンタル・サービス（事業許可に基づく）、ホテルサービス運営者によって営まれる観光旅行／旅行代理店サービス
- d. 駐車場管理サービス

⑨2022年3月30日付け財務大臣規定2022年第71号（No. 71/PMK. 03/2022）

郵送サービス、観光旅行／旅行代理店サービス、フレイトフォワードイング、バウチャーを介した販売、バウチャー・ディストリビューションに関わる決済取引サービス、カスタマー・ロイヤルティ／リワード・プログラム実施サービスにかかる付加価値税の税率は通常税率×10%、巡礼旅行実施サービスから徴収される付加価値税の税率は通常税率×5%に定められている。通常税率は11%、後に12%に引き上げられる予定。

(6) その他関連規定

①音声・映像製品の付加価値税納付済証ステッカーについて

財務大臣決定2004年第174号（No. 174/KMK. 03/2004）および租税総局長決定2004年第81号（No. KEP-81/PJ. /2004）

（2004年5月1日から施行）

カセットテープ、VCD、DVD、LD、VHS、コンピュータソフト等に記録された音声・映像製品の配給または貸し出しを行う場合は、租税総局長が認定する付加価値税納付済みステッカーを録音・製造業者が一括購入し製品に添付する必要がある。カセットテープ、CD、VCDの標準販売価格は、インドネシア語、外国語および混成（8種類）の分類ごとに

それぞれ8千ルピアから5万ルピアの間で設定された。税率は標準販売価格の10%。ただし、DVD・LDカラオケ（VCDカラオケはステッカー使用）、一般学習・言語学習・宗教関連のものは例外で、ステッカー貼付の必要はなく、通常の手続きで付加価値税が課税される。なお、ロイヤルティの支払い、ラベル製作費、録画費用、制作費、広告費の仕入れ税は控除できる。

②輸入映画にかかる付加価値税の課税基礎

2011年7月13日付財務大臣規定2011年第102号（No. 102/PMK. 011/2011）

特定の品目については、課税基礎として特定の価額を採用することが財務大臣規定2010年第75号（No. 75/PMK. 03/2010）で定められているが、輸入映画については、輸入時、および輸入業者から映画館運営業者への引き渡し時に徴収される付加価値税の課税基礎を1コピーあたり1,200万ルピアとすることが定められた。なお、輸入映画の輸入時に徴収される所得税 PPh-22 の課税基礎は輸入額（CIF+輸入関税額）とする。

2. 奢侈品販売税（PPnBM）

(1) 奢侈品販売税の概要

奢侈品販売税とは、政府が贅沢品と定める物品やサービスの引き渡し、輸入に対して課せられる税金である（課税は一度のみで以降は発生せず）。

(2) 税率

10～200%

① 自動車の税率

2019年10月15日付政令2019年第73号（2021年7月2日付政令2021年第74号で変更）：

2021年10月16日から10年間有効

- ・ 一般自動車は、排気量（4,000cc まで）、何人乗りか、燃料の種類、燃費または排ガス量の別を基準に税率 15～70%
- ・ プラグインハイブリッド車と排気量 3,000cc までのハイブリッド車は税率 15%だが、燃料の種類、燃費または排ガス量の別、フルハイブリッドかマイルドハイブリッドかにより、税額計算基礎額になる販売価格の掛け率が異なる。この掛け率は、バッテリーEV 技術を使用した自動車産業へ最低 5 兆ルピアの投資が実現した場合、投資実現から 2 年後またはバッテリーEV 技術を使用した自動車産業が商業生産を開始した時点より、引き上げになる。
- ・ 排気量 3,000 超～4000cc のハイブリッド車は、燃料の種類、燃費または排ガス量の別により税率 20～30%
- ・ 電気モーター車は、ダブルキャビン税率 15%、ダブルキャビンは 10%
- ・ EV は税率 15%だが、税額計算基礎額が販売価格の 0%
- ・ Bio Fuel 100 使用車は税率 15%で、税額計算基礎額は販売価格の 53 と 1/3%

- ・ 排気量 4,000cc 超の自動車、住居やキャンプ用のトレーラーなどは税率 95%
- ・ 大型二輪車は、排気量 250 超～500cc までが税率 60%、500cc を超えると 95%

実施細則の2021年10月7日付財務大臣規定2021年第141号 (No. 141/PMK. 010/2021、2022年3月30日付財務大臣規定2022年第42号 (No. 42/PMK. 010/2022) で変更) は、財務省ウェブサイトの法令ページ (JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認。

② その他品目の税率

2021年7月22日付財務大臣規定2021年第96号 (No. 96/PMK. 03/2021、2023年2月28日付財務大臣規定2023年第15号 (No. 15/PMK. 03/2023) で変更)

<20%>

- ・ 300 億ルピア以上の高級住宅、アパート、コンドミニアム、タウンハウス、その他同様のもの

<40%>

- ・ 気球
- ・ 銃弾

<50%>

- ・ 公用／商用以外の飛行機、ヘリコプター
- ・ 軍用以外の銃火器

<75%>

- ・ 国用・公共輸送向け以外のクルーザー、遊覧船、フェリー、ヨット

3. 土地・建物税

課税基準：政府発表の土地の標準価格 (NJOP) に応じて課税基準額が決まる。

<課税基準額>

- ・ NJOPが10億ルピア以下の場合：NJOPの20%
- ・ NJOPが10億ルピア超の場合：NJOPの40%

納税額 = 課税基準額 × 0.5%

4. 物品税

2007年法律第39号 (物品税法) に規定

<物品税課税品> タバコ、酒類

- ・ 消費を管理する必要があるもの
- ・ 流通を監視する必要があるもの
- ・ 社会や環境にネガティブな影響を与える可能性があるもの
- ・ 正義と公正のために課税する必要があるもの

5. 印紙税

2020年10月26日付2020年法律第10号にて規定

契約書や誓約書、証書、有価証券、領収書などの民事に関する情報提供のために作成した文書、および裁判所で証拠として使用する文書には印紙税がかかる。印紙税額は、2021年1月1日より1万ルピア。印紙の貼付が求められる領収書等の金額は500万ルピア超。給与や退職金の受領書など、雇用関係に関わるものには印紙税の貼付は不要とされている。

6. 炭素税

2021年10月29日付2021年第7号国税規則調和法にて導入

炭素を含む物品を購入したり、炭素を排出する活動（エネルギー産業、農林業、用地変更、工業、廃棄物）を行う個人または法人に対し、2022年4月1日から炭素税の課税を開始する（ただし、2023年1月現在、課税開始が延期されている）。税率は炭素市場における二酸化炭素相当量（CO₂e）またはそれ相当のkg当たりの市場価格以上で定められ、市場価格が30ルピア/kgを下回る場合は30ルピア/kg。最初の課税対象者は石炭火力発電所で、税額は二酸化炭素排出量1kgにつき30ルピアとされている。

7. その他

(1) 国税通則法

1983年第6号国税通則法は、2007年7月17日付法律2007年第28号で3回目の改正後、2021年10月29日付2021年第7号国税規則調和法、2022年12月30日付雇用創出についての法律代替政令2022年第2号（2023年3月31日付法律2023年第6号で法律化）にてさらに改正があった。

国税通則法は、各種納税や税務処理の手順、罰則について定めたもの。納税者は税務署に登録して納税者番号（NPWP）や付加価値税課税事業者番号（PKP）を取得した上で、月次および年次申告書を定められた期限までに提出して納税を行うのが基本的な手順である。

納税は申告制。これに対して税務署は調査を行い、誤った計算や処理がなされたと見なされる申告等に対して納税不足を指摘すること等があるが、課税年度の期間終了後5年で時効となる。

税務署が納税者の申告とは別の税額決定を下し、納税者がこれを不服とする場合は、税額決定書の送付日付から3カ月以内に税務署へ異議を申し立てることができる。ただし、異議申し立てにあたり、納税者が納得する金額で事前に納付することが義務づけられている。異議が却下された場合は、未払い税額の50%の罰金が科される。

税務署で異議が却下されたことに不服の場合は、さらに税務裁判所へ提訴することができる。提訴する納税者には判決の時まで異議申し立て決定に基づく納税の延期が認められ、異議却下による罰金も提訴時点では科されない。ただし、提訴で未払い税があるという判決が下されれば未払い額の100%相当の罰金が科される。

(2) 株主・役員の納税者番号（NPWP）の記載義務

2003年2月14日付租税総局長回状2003年第2号（No. SE-02/PJ. 42/2003）

会社の株主・出資者、取締役および監査役で課税所得のある者は、納税者番号（NPWP）を会社の年次納税申告書（SPT）に記載することが義務付けられている。ただし、海外に居住、あるいはインドネシアに12カ月中で183日以上居住せず、インドネシアでの事業活動あるいは恒久的施設でないところからの所得がある者は除く。また、夫と資産・所得を分離する取り決めをしていない配偶者、あるいは18歳以下でかつ未婚の子供が株主/役員となっている場合は、それぞれ夫あるいは父親の納税者番号を記載する。

一方、税務コンサルタントの支援を得ている場合は、そのコンサルタントの住所、氏名、納税者番号を記載しなければならない。

(3) 過払い税の還付についての基本手順

2005年3月21日付租税総局長回状2005年第12号（SE-12/PJ./2005）

過払い税の還付に際しては、まず本社・支店に係わらず税の滞納がないことを確認。その上で還付申請書、納税額決定通知書、過払い暫定還付書、異議申し立ての結論、行政制裁金の減額あるいは取り消し決定を基に過払い税還付命令書を発行し、その後1ヶ月以内に還付しなければならない。

なお、2018年4月12日付財務大臣規定2018年第39号（No. 39/PMK. 03/2018、2019年8月16日付財務大臣規定2019年第117号（No. 117/PMK. 03/2019）、2021年12月29日付財務大臣規定2021年第209号（No. 209/PMK. 03/2021）で変更）により、法人所得税年次申告書にて10億ルピア以下の還付請求をする者、付加価値税期間申告書にて50億ルピア以下の還付請求をする付加価値税課税業者については暫定還付の対象とし、所得税については最高3ヶ月以内に、付加価値税については1ヶ月以内に過払い税額暫定還付決定書が発行されることになっている。

付加価値税の暫定還付申請に添付する書類は、2014年9月23日付租税総局長規定2014年第25号（No. PER-25/PJ/2014）により、輸出申告書（PEB/PEJ）、売上・戻りの付加価値税税額票（FP）、輸入申告書（PIB）および納税証明（SSP）、仕入税、同 Retur のハードコピーとされている。

一方、2023年5月9日付租税総局長規定2023年第5号（No. PER-5/PJ/2023）によると、過払い税額が1億ルピアまでの還付を申請する年次申告を提出した個人納税者に対しても暫定還付の制度が適用され、年次申告書が不備なく受け付けられてから5稼働日以内にプロセス継続が通知され、還付を受ける銀行口座の届出が求められ、同15稼働日以内に還付決定書が発行されることになっている。ただし、過払い税暫定還付の決定後に税務調査が行われ、暫定還付を受けた税務年度について納税不足決定書が発行された場合、金利が請求される。

(4) 税務の委任

2014年12月18日付財務大臣規定2014年第229号（No. 229/PMK. 03/2014）

納税者は従業員あるいは税務コンサルタントに税務の特定の内容について特別委任状を出すことができる。委任内容は原則一つの税目、一つの期間。納税者番号の登録と課税業者の登録は委任の例外。委任を受ける者の要件は以下の通り：

- ① 従業員の場合は、正規雇用の従業員であり、従業員の給与から源泉徴収される所得税（PPh-21）の書類で証明できる。
- ② 従業員の場合は、税務の講習等を受け受講証明書を持つ、あるいは学歴で税務の Diploma III 以上の卒業証書を持つ。
- ③ 税務コンサルタントの場合は、実務許可を保有している。
- ④ 納税者番号を保有し、年次申告書を提出済みである。

以 上